

議事日程(第2号)

平成26年6月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第29号 町道路線の認定について  
日程第2 議案第30号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第3 議案第31号 高鍋町税条例等の一部改正について  
日程第4 議案第32号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第29号 町道路線の認定について  
日程第2 議案第30号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第3 議案第31号 高鍋町税条例等の一部改正について  
日程第4 議案第32号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 

出席議員(15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 水町 茂君   | 2番 徳久 信義君  |
| 3番 岩崎 信や君  | 5番 緒方 直樹君  |
| 6番 池田 堯君   | 7番 中村 末子君  |
| 8番 黒木 正建君  | 10番 後藤 隆夫君 |
| 11番 青木 善明君 | 13番 永友 良和君 |
| 14番 時任 伸一君 | 15番 八代 輝幸君 |
| 16番 津曲 牧子君 | 17番 柏木 忠典君 |
| 18番 山本 隆俊君 |            |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

- 議会事務局長 間 省二君 事務局補佐兼議事調査係長 鳥取 和弘君  
主 査 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	三嶋 俊宏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	鳥井 和昭君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一朗君
町民生活課長	茂又 哲也君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

---

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第29号

日程第2. 議案第30号

日程第3. 議案第31号

日程第4. 議案第32号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第29号町道路線の認定についてから、日程第4、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括議題とし一議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第29号町道路線の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。  
7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議会運営委員会での説明で納得はしておりますけれども、起点について再度答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 今回の町道路線の認定につきまして起点の件でございますが、地元等並びに警察と協議して現在のルートを決定的なものでございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） それでは、話し合いを何度行い、同意取得の方向性はどのような判断をしているのか、またその価格についての基準はあるのかどうかをお答え願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 全体の説明会としては2回実施しております。その会の中で町として警察等の協議を踏まえた、町として一番いいルートを地元へ提示し同意を

得たものでございます。

価格につきましては、不動産鑑定を実施し、決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほどから答弁の中で警察等との話し合いという答弁がありましたけれども、警察とはどういうお話し合いをなされたのか、その内容について説明をお願いします。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 警察との協議につきましては、主要な幹線道路につきましては交差点、今回の場合は東光寺側にも鬼ヶ久保側にもございますが、その大きい道路との交差する部分については交通量、交通の流れ、一般的には右折車線、左折車線とかいうふうになりますが、そういう交差点をどういう形状にするかの協議でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第30号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これは、私は介護認定に当たり、お医者さんが、やはり会議、普通の会議とか出席する場合はこういう高い報酬をやっぱり出さなくちゃいけないのかという事は、今までちょっと出してきたいきさつがあるんです。だから、今回初めて報酬条例に従って支出していたのかどうか、そこちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） お答えいたします。

認定審査会以外の総会及び現任研修会出席に係ります報酬につきましては、現行の条例に基づき支出しております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） それであれば、これはなぜ、今になって、介護認定が始まったのも平成12年度から始まっていると思うんですけども、なぜ今になってこういう案が出されたのか、そのところちょっと再確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 今般の改正につきましては、認定審査会というのは事前に資料をお渡しいたしまして、その読み込みの作業等非常に大きな労力等が必要であります。ただし、今回の総会でありますとか、現任研修会っていう会議につきましてはその労力が大きく違うことと、また他の非常勤職員の報酬につきましては、会議が4時間未満については2分の1という定めで今、されております。そういったほかの委員との均衡を図

るために今般の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第31号高鍋町税条例等の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 法人税の第74条の第1項及び144条の6第1項について説明をお願いしたいと思います。

その理由は新たな法を追加することによる事業者のメリットが何かを知りたいということです。国は、私たち住民には住民税復興財源として上乘せし、わずか1人当たり年間1,000円増だとマスコミ報道でもなされておりますし、皆さんのところにも来たと思っております。この一方で法人税や株式配当などの不労所得に関しては税の緩和策が施されております。よって、税のことに関しては法を知らねばならないが、法の解釈などもあわせてよく知ることが大切だと考え、質疑をします。

なお、詳細については総務環境常任委員会で質疑をしますので、簡単かつ明瞭な答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 法人税法第74条第1項及び第144条の6第1項の説明についてでございますが、法人税法第74条第1項は内国法人の法人税に係る確定申告に関する規定を定めたものであり、内国法人は事業年度の終了日から2カ月以内に税務署長に対して確定した決算に基づき定められた事項を記載して申告しなければならないとされております。一方、外国法人については現行の法人税法においては同法第145条の規定において読みかえられて、第74条第1項の規定を準用しております。

このたび、法人税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、外国法人の法人税に係る確定申告に関する規定が、法第144の6第1項に定められたものでございます。このことに伴って町条例の第48条及び第52条について整備を行うものでございます。

なお、平成28年4月1日以降の事業年度の所得に対する法人税からの適用となっております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほどの説明から従前の145条というのは先ほど説明されたものになるんですが、今度は145条は一体どういう規定になるのか、わかれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 第145条は更正の請求の特例ということで、外国法人に関

する更正の請求の特例ということで条項が変わりまして、145条の分につきましては前のほうに条がずれております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 3月の定例議会においても一般質問でちょっと質問させていただきましたが、農林水産業費の中の畜産業費でちょっと再度確認をしたいと思いますが、埋却地の再生整備事業に関してなんですけど、町内でこの事業の中に該当する箇所はまず何箇所あるのか、それとこの整備の進捗状況はどれくらい今、進んでいるのか、それと今後どれくらいかけて整備していくのか、お答え願います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 埋却地の整備事業に関してのことだろうと思います。

整備を要します全埋却地数といいますのが13箇所ございます。そのうち25年度に既に8箇所、終了しております。ですから残り5箇所でございますけれども、この事業につきましては25年度から3年間、27年度まで継続されますけれども、本町の埋却地の整備は26年度で全てを完了する予定でございます。

○議長（山本 隆俊） 13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） わかりました。大分進んでいるということがわかりましたので、それともう1点、最後に売却地になっておりますけど、これ売り地になっておりますけど、今どれくらい、これ、3月から以降、今売れたのか、わかればお願いいたします。

○議長（山本 隆俊） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（鳥井 和昭君） 現在6箇所、農業振興公社のほうからあっせん依頼が来ておまして、現在2箇所につきましてあっせん委員会が完了しておまして、内定をしているところです。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 16番、津曲牧子議員。

○16番（津曲 牧子君） 2つお伺いいたします。

民生費の社会福祉費の中で長寿社会づくりソフト事業とあります。これは25年度に続いて今年度も2年目の事業のようですが、この長寿社会づくりソフト事業とはどういう事業の内容でしょうか。概要をお知らせください。また、昨年を引き続いてですので、どのような効果が上がっているのか、また見込まれるのか、お伺いいたします。

2つ目が、社会教育費の文化財保護費で石井十次没後100周年行事補助金とあります。この補助金はどこに補助するものなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） この長寿社会づくりソフト事業補助金について概要等の説明を申し上げたいと思います。

この事業につきましては、財団法人地域社会振興財団による交付金事業でありまして、町の若手職員が中心となって今活動を行っております四季彩のむら、たかなべ希望のまちづくりということで、今職員が組織をして活動しておりますが、この事業につきましては昨年、おっしゃったように2年目の事業となっております。長寿社会づくりソフト事業交付金という補助金を活用しまして、四季彩のむらを中心としまして地域住民と協働を行い、米のブランド化、地域の農産物を活用した加工品の開発、むらコンの開催、アートフェスティバルの開催、高鍋湿原を活用した学びづくり事業、彩りクリスマスコンサート等の事業を行うものでございます。この事業に係る経費、例えばコンサートの謝礼金でありますとか、それに伴います音響設備の委託料でありますとか、クリスマスコンサートに係るLEDのライトでありますとか、そういったもろもろの経費を補助金として支出するものでございます。この事業につきましては、特に今、温泉、高鍋四季彩のむらを中心としました、そこに人を呼び込むという形の中で活性化につながればという形で活動を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 石井十次没後100年行事の補助金に関しましては、行事実施のための実行委員会を組織してそちらに補助をする予定にしております。

○議長（山本 隆俊） 16番、津曲牧子議員。

○16番（津曲 牧子君） その石井十次没後100周年の行事の日程はもう決まっているのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 詳細につきましては、実行委員会のほうで決定いたしますが、美術館で展示による行事を行う予定で、9月の半ばから10月の半ばを予定しております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 3点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

この一般会計の補正予算というのは、当初予算を補完するものとしての提案であるのかどうか、システム開発や長寿社会に対するソフト事業補助など年度ごとの計画及び目標、着地点はあるのかどうか、お伺いします。

先ほどの長寿社会に対するソフト事業補助などについては説明がありましたけれども、これについては津曲議員の質疑とはちょっと別物にさせていただいて、これについては一応先ほどの答弁を踏まえて、いわゆる高鍋町の職員っていうのが中心になって行っているということを答弁されました。私は、せっかく四季彩のむらというのは村長さんを含め四季彩のむらの役員の皆さんがおられます。なぜこの方たちを動かしてしない、自分たちが

直接そういうソフト事業を行っていくのか、そのところを十分な説明をお願いしたいと思います。

また、これは一般質問でも行う予定で、先ほど永友議員が質疑をされました。埋却地の利用計画について、どのように計画されているのか、また土地の形状に関して新たに土を入れなければ利用できないなどについて、どのような対応ができるのか、答弁をお願いします。

また、今回の予算中、地元業者が対応できる事業はどのくらいになるのか、事業数及び金額に関して答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 補正予算の全体的なことについてお答えいたします。

まず、今回の補正予算は国の制度改正や国県の補助の交付決定など緊急に予算化しないと事業が執行できないものを補正予算として計上したものでございます。広報番組放送事業、埋却地再生整備工事などは当初予算に追加計上するなど補完する意味合いの予算もございしますが、農地中間管理機構事業や消防ポンプ自動車購入事業など約半数の事業は新規で予算化したものでございます。

次に、ソフト事業の年度ごとの計画及び目標、着地点についての御質問ですが、年度ごとの計画につきましては全てのハード事業と100万円以上のソフト事業については5年間の歳出計画を立てる、中期財政計画を毎年度作成、更新し、当初予算に反映させているところでございます。もちろん町が行う事業にはそれぞれ目標が定めておりまして、その必要性や緊急性などを勘案しまして予算化してまいります。ソフト事業につきましてはハード事業のように箱物や道路ができたなら終わりというものではありませんので、明確な着地点というものはございません。しかし、補助事業につきましては3年という終期を設けておりまして、目標の達成状況などを事務事業評価で検証し、継続、拡充、縮小、廃止などの判断を行うことにしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 埋却地の再生整備事業に関してのことだろうと思います。

先ほどの永友議員の質問にも答弁いたしましたけれども、この事業につきましては25年から3年計画でやっておりますが、埋却地を埋却以前の形状——農地に戻すということで、利用していただくための整備事業に取り組んでるわけでございます。この事業に関しましては、その埋却地内の土、これを外部に持ち出したり、持ち込んだりする工事というのが許可をされておられません。ですから持ち主とか購入者の方が整備事業後に作付される作物に合わせた独自の形状変更されるっていうのは問題ないだろうと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 先ほどの津曲議員との質問に関連をしましての件であります。先ほども若干申し述べたんですが、この団体は町の職員が中心となって組織をし

ております。その名称がたかなべ希望のまちづくりという団体名でありまして、この団体が四季彩のむらを中心としまして、そこの地域住民と協働をしてこういった事業を行っているところでございます。当然、四季彩のむらの村長さんを初めとしまして役員の方々と一緒の中でこのまちづくり、四季彩のむらのあり方についての活性化事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 補正予算中、地元業者が対応できる事業はということでございますけど、今回の補正におきましては地元業者が対応できる事業といたしましては備品、委託、工事等の15件で1億207万6,000円でございます。システム改修や広報番組等、町外の業者に発注せざるを得ないものもございますが、そのようなもの以外につきましては地元発注を原則としております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私がなぜ、本来なら前回のときにこれは質疑をしようかなとずっと思ってたんですけども、希望のまちづくりっていうのを担当してる、やっぱり職員の人たちを見てみると、かなり、例えば職員はいろんな県の予算、いろんな諸団体からの予算、いろんな予算を見てくることができるわけです。見ることができるわけです。

それは、私は前から言ってるとおり職員が町民のために、町政のためにどうしても必要な予算であれば「私とってくる」と、そのためにはじゃあどうしなければいけないのかということを住民にしっかりと納得をしていただいて、そして住民の方々がそれを活用できるような、ちゃんとした職員っていうのはそういう立場であるとは私は思ってるんです。

みずからが企画してみずからが使うと、そういう予算を私は持ってくるなんて言うことは非常に自分勝手な、身勝手な法則になりはしないかと非常に懸念をしているわけです。というのは誰が使ってもいいんですよ。しかし、やはり住民にしっかりとそこを納得をしていただいて、自分たちで利用できるための対策を立てていただく、この過程が非常に大切であって、それをさせきっていくというのが職員の立場であるというふうに私は思うんですね。

だから、予算をとってくる時、こういう予算がありますよとまず地域の住民の皆さん、いろんな団体の皆さんにお諮りをして、そしてその上で予算をとれる状況にあるかどうか、いうところが私非常に職員としての力量を感じる場所なんです。そこをみずからが行ってしまったら私は非常に残念な結果になると言わざるを得ないんです。

職員が職員で、もういろんな予算をとってきて自分たちでやるっていうんだったら議会も必要ないし、何にも必要なくなってくる。こういう民主主義のルールに反するような状況っていうのをつくりたくないためにも地方自治法がしっかりと定めてあり、その中で職員が何をしなければならないのかっていうことは地方公務員法にもしっかりと記載をされてるわけです。そのことをもってして私は疑問に思うということ言ってるわけなんです。

非常に私は気になってるんです。つい最近の予算のとり方っていうのが。みずからが企画してみずからがその補完する団体となる、悪くはないですよ。しかし、それは住民を信頼してないことになる。そして、それがその職員の功績になるということであれば、非常に自分の功績を上げるためにこういう予算をとってくるんじゃないかと思わざるを得ない結果になってしまう。それじゃあ住民と意識がますますかけ離れてしまう。私は、そのことを非常に懸念しているわけです。

だから、いつかちゃんと職員もそのことが理解をしていただけるだろうと思って私はこの1年間ずっと黙ってました。だけど、先ほど答弁で堂々と答弁されたことを聞いたときに非常に心配になりました。1つの事業であれば私はもうこういうことを言うつもりはありません。しかし、これが2つ、3つと重なって全体の事業に広がってきたときにどうなりますか。それを私は懸念しているんです。

やはりみずからが立ち上げるのではなく、職員みずから立ち上がってほしいというのは、それはありますよ。でも、そこはあくまでも住民のそういういろんな団体を補完する立場での状況であって、みずからが予算をとってきて、みずからがそれを補助金として運用する。こういうことは余りあってほしくない。私はそういうことが言いたいわけです。

だから、このことについて答弁は確かに必要ないと思うかもしれませんが、私は町長にこういう事態に関してどう思われているのか、実態をやはりしっかりと知っていただいて、その上で地方公務員としてどうあるべきかという姿を、これは町長に答弁していただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

今、議員が職員が予算をとってきて自分たちでやってるといふようなふうにとっちらかっていますが、四季彩のむらも大変高齢化しておりますので、彼らと村長さんたちと話をしながら一つ一つの事業を彼らはやってると私は思っております。私もなぜかといいますと、その時その時に顔を出しておりますので、やはりうちの職員が補助金等をとってくるのは私は当たり前だと思っておりますし、彼らのためにやっているのじゃなく、四季彩のむらでやってる事業は四季彩のむらのために一つでもよくなるようにということで、彼らが頑張っておる姿でありますので、私としてはそれは当たり前だと思っておりますので、私の認識としてはそうだと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号から議案第32号までの4件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第32号までの4件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
これで本日は散会します。

午前10時29分散会

---